

【火災にあわれたみなさんへ】

市のクリーンセンター等への火災残材廃棄物の搬入について

郡山市資源循環課

1 通常の廃棄物処理手数料

一般廃棄物…10kgにつき165円（消費税相当額を含む。）

2 手数料の減免と有料搬入

(1) 手数料の減免

火災等により、り災した住家(アパート等共同住宅の占有部分を含む)の除去に伴い発生した一般廃棄物（家財道具類を含む。）を処分する場合、一般廃棄物処理手数料は免除となります。

(2) 有料搬入

非住家である倉庫・物置、アパート、店舗、工場、会社、農作業所等の廃棄物は、減免対象となりませんが、下記3（1）の条件を満たす場合、市のクリーンセンター等（4 処理施設参照）に通常の処理手数料をお支払いいただき搬入することができます。

3 廃棄物の搬入

廃棄物は、現場写真で資源循環課職員が搬入可否の確認を行い、その後に積込・搬入していただきます。

(1) 減免対象となる廃棄物（搬入できる）の種類及び処理施設

廃棄物の種類		処理施設
可燃ごみ	燃え残った柱（直径15cm以内、長さ1m以内）、 建具、衣類、寝具、雑誌類、その他可燃物	富久山クリーンセンター
不燃ごみ	家電製品（下記(2)イの家電リサイクル対象 <u>以外</u> の 品目）、鍋、粗大ごみ、その他不燃物	河内クリーンセンター
埋立ごみ	焼却灰、陶器類、ガラスくず、少量の土	河内埋立処分場

(2) 搬入できない廃棄物

- ア 建物の構造部分（金属、コンクリート、石膏ボード、鉄骨、サイディング、トタン、瓦等）
- イ 家電リサイクル対象4品目（エアコン、テレビ、冷凍冷蔵庫、洗濯機及び衣類乾燥機）
- ウ 農機具類、多量の土など施設で処理できないもの。

4 処理施設

名称	所在地	電話番号
富久山クリーンセンター	郡山市富久山町福原字北畑1-2	024-932-3152
河内クリーンセンター	郡山市逢瀬町河内字西午房沢59	024-957-2761
河内埋立処分場	郡山市逢瀬町河内字伏丑40-1	024-957-2765

5 搬入日時

- (1) 富久山クリーンセンター：月曜日～金曜日（祝日を含む） ⇒8：30～16：00
第1・3・5土曜日（祝日を含む）⇒8：30～11：30
- (2) 河内クリーンセンター：月曜日～金曜日（祝日を含む） ⇒8：30～16：00
第2・4土曜日（祝日を含む）⇒8：30～11：30
- (3) 河内埋立処分場：月曜日～金曜日（祝日を除く） ⇒8：30～16：00

6 搬入車両

- (1) クリーンセンター：原則として4トン以下の車両
- (2) 埋立処分場：4トン以下の車両

7 市の施設に搬入できない火災残材等の処理方法

専門業者等に処理を依頼してください。

8 廃棄物搬入の申請手続方法

- (1) 申請書類
- ア 廃棄物処理手数料減免申請書(第23号様式) ⇒ 手数料の減免申請の場合
廃棄物搬入申請書(第4号様式) ⇒ 有料搬入の場合
- 手数料の減免申請、有料搬入共通の提出書類
- イ 廃棄物搬入計画書
- ウ り災証明書
- エ 現場写真(外観及び搬入対象の廃棄物等数枚)
- (2) 申請書類提出先
郡山市環境部資源循環課(行政センターでの受付はしてありません。)
- (3) 注意事項
- ア 申請手続は本人以外の代理人でも可能です。
- イ 申請書類に押印の必要ありません。

9 その他

- (1) 鎮火後24時間以上経過してから搬入してください。
- (2) 廃棄物の種類ごとに分別を徹底し、搬入してください。
なお、分別不徹底の場合や、建物の構造部分、農機具など施設で処理できないものは、受入れしません。
- (3) 搬入の際は、各処理施設の係員の指示に従ってください。
- (4) 消火活動により濡れた家財(燃えた家財は除く)は、本人同乗であれば廃棄物搬入確認券でも搬入できますが、無料となるのは廃棄物搬入確認券で無料となるものに限りです。



[問合せ先]

〒963-8601

福島県郡山市朝日一丁目23番7号

郡山市環境部資源循環課(西庁舎4階)

(TEL) 024-924-2751 (FAX) 024-935-6790

(Eメール) shigen@city.koriyama.lg.jp

(URL) <http://www.city.koriyama.lg.jp>